

答 申 第 278 号
平成20年 8月21日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成19年12月5日付け健福第5239号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成19年5月24日付けで異議申立人から提起された、平成19年3月26日付け健福第732号の1で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、平成19年3月26日付け健福第732号の1で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は健康福祉部の幹部及び地域振興担当部長らの山武地域医療問題について、重大な県の意向を地元首長等関係者に伝えるために行われた旅行に係るもの内、当該旅行を必要とする文書の開示を求めたものである。重責ある幹部複数人の行動の根拠となる文書が一切無いとは考えられず、異議申立人は当該文書が隠蔽されていると判断する。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定について

開示請求に係る行政文書を保有していないため、行政文書の全部を開示しないことを決定したものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、重責ある幹部複数人の行動の根拠となる文書が一切無いとは考えられず、当該文書が隠蔽されていると判断する旨主張する。しかしながら、本件決定に係る旅行は、県健康福祉部長と山武市長との率直な意見交換を行うための面談として実施されたものであり、旅行の必要性を説明するような行政文書については、作成又は取得しておらず、保有していないため不開示としたものである。異議申立人は当該文書が隠蔽されていると主張するが、この主張には根拠がないものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求及び本件異議申立てについて

異議申立人は、平成19年2月22日付けで「2007年1月24日に〇〇〇〇

地域振興担当部長、及び健康福祉部長以下数名の職員が、山武地域の医療問題にかかわって当該地域自治体首長を含む職員と面談するために旅行したことに關する次の情報（旅先で合流した場合も含む） 1. 旅行を必要とすることを証明する起案書を含む全ての情報」について行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関が本件決定を行ったところ、平成19年5月24日付けで異議申立てがされたものである。

2 本件請求に係る行政文書について

本件請求に対し、異議申立人は、重責ある幹部複数人の行動の根拠となる文書が一切ないとは考えられないと主張しているので、以下に公務のための旅行について確認の上、本件請求に係る行政文書の存否について検討する。

(1) 当審査会が、本件請求に係る行政文書として特定すべき文書について、書面で改めて確認を求めたところ、実施機関は旅行を必要とすることを証明する行政文書とは、会議開催通知等の出席依頼文書と判断しており、これらの行政文書は不存在である旨の回答を得た。

(2) しかしながら、千葉県職員服務規程(平成17年訓令第5号)第15条第1項によれば、「職員は、公務のために旅行を命ぜられた場合には、庶務共通事務処理システムによりその命令に關する所要事項を入力し、当該命令を受領した旨の確認を行わなければならない。」と規定されている。

また、職員の旅費に關する条例(昭和29年条例第7号)第4条第1項は、「旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者の発する旅行命令等によって行わなければならない。」と規定している。

(3) これらの規定によれば、職員が公務の旅行をする際には、庶務共通事務処理システム（以下「システム」という。）に旅行命令に關する所要事項を入力しなければならないことが認められる。

そうすると、旅行の根拠となる情報としては、システムに入力された旅行命令に關する所要事項が考えられる。

(4) よって、旅行命令に關する情報を出力した用紙を特定の上で、開示決定等を行うべきである。

3 異議申立人のその余の主張

その他、異議申立人は種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件請求に係る行政文書は存在するものと認められるので、実施機関が不存在を理由として行った本件決定は取り消すべきである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
19. 12. 5	諮問書の受理
20. 2. 8	実施機関の理由説明書の受理
20. 5. 27	審議
20. 6. 24	審議
20. 7. 29	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大友 道明	弁 護 士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成20年7月29日現在)